

I. インボイス制度の概要

インボイス制度は、2019年に消費税の複数税率が始まったのを契機に、仕入税額控除の金額を正しく計算するために導入された制度です。売手は買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段として「適格請求書」（インボイス）を交付し、買手はこのインボイスの保存を要件として仕入税額控除を行うことができます。

本制度は2023年10月1日に開始されますが、インボイスを交付するには「適格請求書発行事業者」として登録する必要があり、事前に登録申請手続を行わなければなりません。制度開始日に登録を受けるためには、原則として2023年3月31日までに登録申請書を提出する必要があるため、余裕をもって準備を進めてください。下記は2023年10月1日から登録を受けるためのスケジュールです。



登録申請後、税務署による審査を経て、登録された場合は、「登録番号」が通知・公表されるので、当該登録番号をインボイスへ記載することになります。詳細は以降で説明します。

II. インボイスの記載事項と留意点

インボイスに必要な記載事項は以下のとおりです。下線が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される項目です。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

以下は要件を満たしたインボイスの例です。法令等で様式は定められていないため、必要な事項が記載されたものであれば、請求書、領収書、レシートなど、名称を問いません。

請求書 ①			
⑥ (株)〇〇御中		① △△商事(株) 登録番号 T012345... ××年8月31日	
② 日付	品名	③	金額
8/1	魚 *		2,700円
8/1	牛肉 *		5,400円
8/2	キッチンペーパー		1,100円
⋮	⋮		⋮
合計		60,000円	消費税 5,600円
④ 8%対象		20,000円	消費税 1,600円
10%対象		40,000円	消費税 4,000円
* 軽減税率対象			

なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、一部の記載が免除された簡易インボイスを交付することができます。

- ✓ ④適用税率と⑤消費税額等のいずれかを記載
- ✓ ⑥取引相手は記載不要

III. 売手（インボイス交付者）の留意点

売手がインボイスを作成・交付する際には、前述の要記載事項の他にも、さまざまな留意点が存在します。代表的なものを取り上げたので、確認していきましょう。

■ 消費税額等の端数処理

税率ごとに区分して合計した取引金額に対して、10%又は8%（税込の場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い、消費税額等を算出します。一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額を計算し、端数処理を行うことは認められません。

なお、端数処理は、切上げ、切捨て、四捨五入など、任意の方法で行うことができます。

■ 返還インボイス

返品や値引き、販売奨励金（リポートやインセンティブ）の支払いなど、売上対価の返還等を行う場合には、「適格返還請求書」（返還インボイス）を交付します。返還インボイスには前述の要記載事項のうち返還の対象となった取引内容や対価の額に加えて、対価の返還等を行う年月日を記載します。対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率については、簡易インボイスと同様に、いずれかの記載で足りる。

■ 電子インボイス

登録を受けた適格請求者は、書面での交付に代えて、電子データで提供することができます。これを「電子インボイス」といいます。電子データの記録事項は、書面でインボイスを交付する場合と同じです。提供方法としては、たとえば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆるEDI取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

■ インボイスの交付・保存義務

適格請求者は、取引の相手方の求めに応じてインボイスを交付する義務を負うとともに、その写しを7年間保存しなければなりません。写しとは、交付したインボイスそのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できるもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差支えありません。また、電子インボイスを提供した場合には、当該電子データのまま保存することも可能ですが、そのためにはタイムスタンプを付すなどの措置が必要となります。

なお、インボイスを交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ✓ 公共交通機関による旅客の運送（3万円未満）
- ✓ 卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- ✓ 自動販売機・自動サービス機（コインロッカーなど）により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満）

IV. 買手の留意点

買手においても、仕入税額控除の適用を受けるための要件や知っておきたい留意点がいくつか存在します。

■ 帳簿・インボイスの保存

買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項を記載した帳簿とインボイスを7年間保存する必要があります。帳簿の記載事項は現行と変わりなく、取引等を税率ごとに区分して記帳します。

■ 仕入明細書等による対応

買手が作成する、インボイスと同等の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができます。その場合、記載する登録番号は売手のものとなる点や、現行と同様、売手の確認を受けたものに限られる点に留意してください。

■ 複数の書類による対応

事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、インボイスの記載事項の一部（取引年月日以外の事項）が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書（取引年月日を示すもの）を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

■ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引

インボイスの交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ✓ IIIに記載したインボイスの交付義務が免除される取引のうち、公共交通機関による旅客の運送や自動販売機等により行われる課税資産の譲渡
- ✓ インボイスの記載事項を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ✓ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等

■ 免税事業者との取引

インボイス制度の開始後は、免税事業者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。買手の立場からすると、取引条件の見直しや免税事業者との交渉を検討することが考えられますが、買手の地位が相手方に優越していたり、免税事業者が今後の取引に与える影響を懸念して買手の要請を受け入れざるを得ない状況がある場合に以下の行為を行うと、独占禁止法上問題となる可能性があるため、留意してください。

- ✓ 形式的な交渉のうえ、買手の都合のみで取引価格を著しく引き下げる
- ✓ 契約後に商品・役務の成果物の受領を拒否する
- ✓ 取引価格の据置きを受け入れる代わりに、協賛金や販売促進費の名目で金銭の負担を要請する

新規に免税事業者と取引する際には、免税事業者であることを前提として取引価格を設定することが必要です。

なお、制度開始後6年間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



この経過措置の適用に当たっては、免税事業者から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact